

鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業（育児休業復帰支援助成金）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、一般社団法人鳥取県経営者協会（以下「経営者協会」という。）が企業等における女性の活躍推進を図るため、当該企業等が実施する育児休業から復帰した女性の負担を軽減する取組を支援する助成金の交付に關し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象企業）

第2条 本事業の助成対象者は、次のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日伺定め）による登録を受けていること。
- (2) 県税の滞納が無いこと。
- (3) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
- (4) 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、交付決定を受けた取組の実施時期が次年度に及ぶ場合において次年度に助成金の交付を受ける場合は、この限りでない。なお、本助成金は企業単位で交付するものとし、1企業内に複数の事業所がある場合は同一企業として扱うものとする。

（助成事業の内容）

第3条 助成事業の内容は、助成対象者が育児休業をしている女性の代替要員として雇用した者について、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する事業とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、本助成金以外に県の補助金等の支給を受けている又は受けようとしている事業については、本助成金は交付しない。

（助成対象経費等）

第4条 助成事業のうち、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成対象外経費、助成対象期間、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において助成金を交付する。

（助成金の申請等）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、毎年1月31日までに女性活躍職場づくり助成金等事業（育児休業復帰支援助成金）助成金交付申請書（様式第1号）を、経営者協会に提出しなければならない。

2 助成対象者が、助成金の交付決定前に助成事業に着手した場合は、助成金の交付を受けることができない。ただし、事前に経営者協会から助成金見込額の内示を受けた場合はこの限りでない。

3 経営者協会は、助成金交付申請があった場合は速やかにその内容を県に報告するものとする。

（助成金の交付の決定等）

第6条 経営者協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、経営者協会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき条件を付して助成金の交付を決定できるものとする。

2 経営者協会は、助成金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかつたものとみなす。

(助成事業の変更)

第8条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（次の各号に定めるもの以外の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ女性活躍職場づくり助成金等事業（育児休業復帰支援助成金）変更承認申請書（様式第2号）を経営者協会に提出しなければならない。

（1）本助成金の額の増加を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前項の規定は、助成事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 経営者協会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成事業遂行の義務)

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了後10日以内に様式第3号による実績報告書を経営者協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第11条 経営者協会は、前条の実績報告があった場合には、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 経営者協会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）助成事業者が、助成事業に関し、法令、条例若しくは他の規則に違反したとき。

（2）助成事業者が、この実施要領の規定又は決定内容等に違反したとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 経営者協会は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

（1）天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

（2）次のいずれかの事由（対象事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

ア 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 経営者協会は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 経営者協会は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 経営者協会は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える助成金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第14条 経営者協会は、助成事業の適正を期すために必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(助成金の支払い、請求)

第15条 経営者協会は、第11条により助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、女性活躍職場づくり助成金等事業（育児休業復帰支援助成金）助成金支払請求書（様式第4号）により、経営者協会に助成金の支払請求を行うものとする。

(書類の保存)

第16条 助成事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかなければならない。

- (1) 助成金の出納の状況
- (2) 対象事業の遂行の状況
- (3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(書類の提出部数)

第17条 この要領により経営者協会に提出する書類の部数は、請求書を除く原本（押印したもの）1部とする。

附 則

この要領は、平成29年4月13日から施行し、平成29年度実施事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。

別表

助成対象経費	企業が育児休業をしている女性の代替要員として雇用した者について、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する場合の賃金
助成対象期間	毎年3月31日まで（連続する3月を超えない期間）
助成率	10分の10以内
助成限度額	1助成事業者当たり月額10万円